

重 要

特別・各種警報の発表時における措置

岐南町立東小学校

特別、暴風、大雨、洪水、大雪等の警報が発表されたときは、原則として下記のように措置します。

1 児童が登校する以前に「警報」が発表された場合

警報が解除されるまで、家庭において自宅待機する。

- ① 午前7時より前に警報が解除された場合は、平常通り登校する。
- ② 午前7時から午前11時に警報が解除された場合は、午後からの授業開始を原則とする。
ただし、解除時刻が早く被害が少ない場合は、2時間遅れで授業を開始する場合もある。
- ③ 午前11時の時点で警報が発表されている場合は、休業とする。

- ・いずれの場合においても、道路の冠水、橋の流失、家屋や樹木等の倒壊などで危険があるときは、学校へ連絡の上、登校させないことができる。(保護者の判断による)
- ・必要な連絡は、基本、緊急メール(東小PTAメール)を通じて行う。学校への個人的な電話は、必要且つ重要な連絡の支障をきたすことになるので、かけないようにする。

2 児童が登校してから「警報」が発表された場合

原則として、警報が解除されるまで下校しない。

- ① 警報が解除された後、通学路の安全確保を確認後に下校の措置をとる。危険箇所が想定される場合は、引き渡しや学校待機の場合もある。
- ② 下校時刻になっても解除されない場合には、学校待機を継続するが、夜間の学校待機が予想される場合には、通学路の安全確保をした上で、保護者への引き渡しにより下校を行うこともある。
- ③ 夜間に警報が解除された場合は、道路状況を把握して保護者に引き渡しを行う。

- ・いずれの場合も、緊急メールで家庭に連絡し、その後下校させる。
- ・①で「下校」とした場合、地区担当の職員が引率する。

3 「警報」は発表されていないが、発表が予想される場合

- ① 警報発表が予想される場合は、教育委員会と校長会が協議の上、休業や授業の打ち切りの措置をとる。
- ② 警報が発表されない場合でも、気象情報(台風の中心位置、規模、進行速度、方向など)や道路の状況などを総合的に検討し、休業や授業の打ち切りの措置をとる場合もある。

その他

- ・台風等が接近し、翌日が休業になる可能性が高い場合は、前日に給食の打ち切りを決定することがある。
- ・平成22年より警報の発表方法は、市町村ごととなったため、各町の気象情報にて判断する。
- ・状況によって、原則と異なる対応をとる必要が出てきた場合は、防災無線や緊急メールにて連絡を行う。
- ・急な休業や授業の打ち切り指示についても、防災無線や緊急メールを使ってお知らせする。